

COVID-19 感染防止ルール

自身の感染予防と人に感染させないために、以下のルールを守りましょう。

《常に注意すること》

- ◆ 頻りに石鹸で手を洗う。アルコール手指消毒剤を使用する。
- ◆ 人と会う時は必ずマスクをつける。
- ◆ 人との間隔を最低 1m（できれば 2m）あける。
- ◆ 定期的に部屋を換気する。
- ◆ 「3密」（以下 3 つ）を避ける。
 - ① 換気の悪い密閉空間
 - ② 大勢がいる密集場所
 - ③ 間近で会話する密接場面
- ◆ 外食はなるべく避ける。外食する必要があるときは、換気やアクリル板の設置など感染防止対策がされている店を選ぶ。皿、コップ、カトラリーの共有はしない。食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクを着用する。
- ◆ カラオケは感染リスクが高いので避ける。
- ◆ 感染が広がっている地域へ行かない。

《キャンパスの食堂を利用するとき》

- ◆ キャンパス内の食堂の利用は 20 分以内とする。
- ◆ 席は一席ごとに間隔をあけて座り、対面で座らない。
- ◆ 食事をしながら人と話をしない。食前や食後に話をするときは、マスクをつけましょう。

《宿舎の交流ラウンジ》

- ◆ 交流ラウンジは感染防止のため週 1 回（日曜）のみ利用できます。
日本国内の COVID-19 の感染状況を見て変更する可能性がありますので、その際にはお知らせします。

《スクールバスを利用する時》

- ◆ スクールバスの中では感染防止のため会話をしてはいけません。
- ◆ スクールバスの中では食事をしてはいけません。（飲み物は可）

《**宿舎のキッチンを利用するとき**》

- ◆ 大人数で集まらない。
- ◆ ソーシャルディスタンスを保つ。
- ◆ おしゃべりをしない。
- ◆ マスクを着用する。
- ◆ 使用の前後に石鹸で手を洗う。
- ◆ 窓を開けて換気する。
- ◆ 食器・カトラリーの共有を避けるため、自分のものを用意する。
使った食器・カトラリーは洗剤でよく洗う。
- ◆ 使用前には、使用する/したもの（机、椅子、家電など）をアルコール消毒液で拭いて清潔に保つ。

《**宿舎のダイニングを利用するとき**》

- ◆ 大人数で集まらない。
- ◆ ソーシャルディスタンスを保つ。
- ◆ マスクを着用する。
- ◆ 使用の前後に石鹸で手を洗う。（アルコール手指消毒でも可）
- ◆ 常に窓を開けて換気する。
- ◆ 席は一席ごとに間隔をあけて座り、対面で座らない。
- ◆ 食事をしながら人と話をしない。食前や食後に話をするときは、マスクをつけましょう。
- ◆ 混雑している時は、食事の時間をずらしたり、自室で食事をとったり、感染防止に気をつけましょう。

《**宿舎への来訪者について**》

入居者以外は宿舎へ入ることはできません。

ご家族や友人と会う時は、宿舎の外で、換気の良い場所で、ソーシャルディスタンスを保って会いましょう。必ずマスクを着用しましょう。

《**遊びに行くとき**》

- ◆ なるべく屋内より屋外を選びましょう。
- ◆ 人が大勢集まる場所や時間帯は避けましょう。
- ◆ 少人数（4名以下）で行動しましょう。

《体調が悪いとき》

以下の症状があるときは、各自の部屋から出ずに、宿舎管理人、RA、もしくは国際交流課へ電話か Email で連絡してください。その後は大学の指示に従ってください。

37.5℃以上の発熱、風邪の症状、ひどい疲労感（疲労）、息切れ（呼吸困難）、嗅覚・味覚の異常 など COVID-19 症状と思われるもの

COVID-19 感染が疑われる症状があったら、電話か Email で国際交流課・宿舎管理人・RA の誰かに連絡する。

- ・部屋から出ない
- ・渡された注意事項をよく読む
- ・体温を測り、問診票へ記入する
- ・抗原検査キットで検査する

管理人は病院へ連絡して受診の可否を確認して学生へ伝える。
学生は、管理人の指示に従い、病院を受診する。
感染防止のため病院への引率はできません。基本的に徒歩圏内の病院を手配するので、個人で受診して下さい。問診票を記入して持っていきましょう。

病院や保健所の指示に従い、「入院」「指定施設での療養」もしくは「宿舎の部屋での療養」をし、治療に努める。
「指定施設での療養」か「宿舎の部屋での療養」を選べる場合は、寮での感染を広げないように「指定施設での療養」を選ぶこと。

病院の受診が終わったら、管理人（もしくは RA、国際交流課）へ電話か Email で結果報告

母国の大学・ご家族へ連絡し、状況を伝える。
個人情報のため NUFS から母国の大学・ご家族へお知らせしません。

指定施設で療養できずに本学宿舎で療養することになった場合は、インターナショナルハウスまたはグローバルヴィレッジの居住者は NUFS・NUAS レジデンスで療養することになりますので移動してください。自宅療養の注意事項等は管理人から渡される案内で確認してください。

《注意事項》

- COVID-19 と疑われる症状があり、NUFS から抗原検査や PCR 検査を受けるよう指示があった時は、必ずそれに従って病院を受診して検査を受けること。
個人の判断で「COVID-19 ではない」と主張して検査を拒否することは出来ません。
- 病院受診料や検査費用、療養費など COVID-19 に罹患したことにより発生する費用は全て個人負担です。現在は症状があって検査を受ける場合の検査料は無料ですが、病院の受診料（数千円程度）は必要です。また、今後、日本政府の方針が変わって検査料が有料となる場合もあります。
- COVID-19 陽性と診断され、隔離療養を指示された場合は、必ず愛知県の指定施設で療養すること。寮の自分の部屋で療養することはできません。指定施設に空きがない場合のみ、NUFS が指示する場所で隔離療養を行ってください。
- 寮や大学での感染拡大を防止するため、COVID-19 に関する国際交流課の指示には必ず従ってください。

《役立つ情報》

【厚生労働省 — COVID-19 に関する多言語案内 —】

<https://www.covid19-info.jp/>



【厚生労働省 — コロナウイルス病 2019（COVID-19）について—】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

